

第 6282 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月17日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 消費税の軽減税率制度

**Q** : 10月から消費税の軽減税率制度が導入されるようですが、どんな制度でしたか？

**A** : 次のような制度です。

### 【解説】

消費税の軽減税率制度は、消費税率が8%から10%に引き上げられる際に、①飲食料品(酒類を除く)と②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)に係る譲渡について軽減税率を適用するというもので、令和元年10月1日から実施されることとなっています。

なお、この場合の飲食料品の譲渡には、いわゆる「外食」や「ケータリング」は含まれず、保税地域から引き取られる飲食料品については、軽減対象課税貨物として軽減税率の対象になることとなっています。

また、この軽減税率制度の実施に伴い、税率が8%と10%の複数税率になることから、仕入税額控除を行う場合には、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳する経理(区分経理)をするとともに、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等を保存しなければならない(令和元年10月1日から令和5年9月30日まで)こととなっています。

なお、区分経理をすることができない中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)については、売上税額や仕入税額の計算の特例に係る経過措置が設けられています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】